

第87回 定時株主総会 招集ご通知

日時 | 2024年6月26日（水曜日）午前10時

場所 | 岡山市北区内山下1丁目1番13号
当社本店 6階大会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	
事業報告	10
計算書類	28
監査報告書	40



株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

第87回定時株主総会を2024年6月26日（水）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社は、会社設立第100期にあたる2036年度に向けた「長期ビジョン2036」及びその実現に向けたフェーズ1としての「中期経営計画（2024～2026年度）」を策定いたしました。

本計画の達成に向け、収益基盤の強化を最優先としつつ、事業戦略、財務・資本戦略、非財務戦略それぞれの推進に全社を挙げて取り組み、企業価値の更なる向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2024年6月
代表取締役社長 三宅 啓一

経営理念

”健全な建設事業の経営を通じて、会社の持続的な発展を図り、それによって社会国家の繁栄に寄与すると共に、株主各位の負託に応え、社員の人間成長と福祉を増進する”

”創造性と活力あふれる集団が、お客様に価値あるソリューションを提供するとともに、透明で公正な生活空間創造企業として、地域社会、株主、社員、パートナーなど企業を取り巻くすべての利害関係者から信頼され、社会に貢献する”

証券コード：1793
2024年6月6日
(電子提供措置の開始日 2024年5月31日)

株主各位

岡山市北区内山下1丁目1番13号

株式会社 大本組

代表取締役社長 三宅啓一

第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、本招集ご通知（書面）のご送付と併せて、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第87回定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.ohmoto.co.jp/index.html>

（上記の当社ウェブサイトアクセスいただき、「IR情報」、「株主総会」の順に選択して、ご確認くださいませようお願い申し上げます。）

また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。下記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「大本組」または「コード」に「1793」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認くださいませ。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2024年6月25日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使いただくようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2024年6月26日（水曜日）午前10時
2 場 所	岡山市北区内山下1丁目1番13号 当社本店 6階大会議室
3 目的事項	報告事項 第87期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会
開催日時

2024年6月26日（水曜日）午前10時

株主総会にご出席されない場合

▶ インターネットによる議決権行使の場合



当社指定の、議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、画面の案内にしたがって各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月25日（火曜日）午後5時まで

- (1) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、電話料金、パケット通信料等）は、株主様のご負担とさせていただきます。
- (2) インターネットのご利用環境や機器によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

▶ 郵送（書面）による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、下記期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年6月25日（火曜日）午後5時必着

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。)

議決権行使期限 2024年6月25日(火曜日) 午後5時まで

QRコードを読み取る方法

QRコードを読み取りいただくことで「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要に



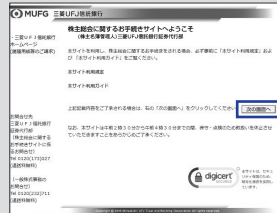
アクセス手順

- ① お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取りいただき、ログイン。
- ② ログイン後は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

アクセス手順

① WEBサイトへアクセス



② 「ログインID」と「仮パスワード」を入力

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」を選択してください。

ログインID

パスワード

または仮パスワード

③ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

入力して「ログイン」をクリック

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

☎ 0120-173-027

(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、業績動向を考慮しつつ、株主の皆様に安定した配当を継続することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の経営環境等を勘案し、1株当たり65円とさせていただきますと存じます。なお、2023年10月1日付で実施した普通株式1株につき3株の割合による株式分割の影響を考慮しますと、前期に比べ1株につき8円33銭の増配となります。

期末配当に関する事項

1	株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき 金65円 総額929,156,670円
2	剰余金の配当が効力を生じる日	2024年6月27日

第2号議案

取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2005年6月29日開催の第68回定時株主総会において、年額2億円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額5千万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会で審議のうえ、取締役会において決定することといたします。なお、現在の取締役（社外取締役を除く。）は6名であります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、指名・報酬委員会で審議のうえ、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針

を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

本議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

【本割当契約の内容の概要】

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（２）に定める任期満了、死亡その他の正当な事由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式

について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要（本議案が承認可決された場合）

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、会社の持続的・安定的な成長を目指すためには中長期的視点から経営に取り組むことが重要であるとの考えから、職責や実績を踏まえて決定する基本報酬を主体としつつ、業績及び企業価値の向上を図るためのインセンティブとなる業績連動報酬及び株式による非金銭報酬を採用し、その役割と責務に相応しい水準となるよう配慮した体系としております。

なお、社外取締役については、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみとしております。

2. 取締役の個人別報酬の決定方針に関する事項

取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受け、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、予め取締役会で策定された報酬体系等に基づき、各取締役の基本報酬額及び業績連動報酬額並びに株式による非金銭報酬を算定します。基本報酬は、代表権の有無、役位、従業員給与の水準等により策定された報酬テーブルに基づき、代表取締役が各取締役の実績、就任年数その他各種の要素を総合的に勘案して決定します。業績連動報酬は、当該事業年度の業績と中長期的な将来の業績への貢献を評価するため営業利益及び受注高を指標とし、予め取締役会等で決定した業績指標の目標値に対する達成度に応じて定められた係数（0～1.5）を業績連動報酬基礎額に乗じることで年額を算出します。基本報酬及び業績連動報酬はいずれも金銭報酬とし、業績連動報酬算定基礎額は基本報酬額の25%としております。業績連動報酬は、毎年5月にその額を決定し、6月に賞与として一括で支給します。非金銭報酬は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、譲渡制限付株式とし、株主総会において承認を受けた範囲内で、原則として毎年、一定の時期に、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資として払い込むことにより当社普通株式の交付を受けることとします。

非金銭報酬は、取締役の役位ごとに一律の額又は数を支給するものとし、その額又は数は、他社水準、当社の業績、株価水準等を総合的に勘案して決定します。なお、非金銭報酬である譲渡制限付株式は、退任時までの譲渡制限が付されており、取締役の地位を退任した日に譲渡制限を解除いたします。また、対象取締役が、譲渡制限期間満了前に、死亡その他正当な理由により取締役の地位を退任した場合は、権利が確定した株式については譲渡制限が解除され、権利確定前の株式については権利確定期間で按分し在任期間中分の株式の譲渡制限を解除し、残りの株式は当社が無償取得することといたします。非金銭報酬等の数は、原則として非金銭報酬として付与する譲渡制限付株式の発行決議の日の前営業日の終値に、当該譲渡制限付株式の数を乗じた金額が、報酬等の総額の7%程度となるよう設定いたします。

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の額の決定が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会に代表取締役社長が作成した原案を諮問し答申を得るものとし、取締役会から委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重し決定することとしております。

以上

1 企業の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、社会経済活動の正常化等により個人消費や設備投資などで持ち直しの動きが見られ、景気は緩やかな回復傾向となりました。一方で、ロシア・ウクライナ情勢や中東情勢の長期化や円安の持続などを背景とする原材料・エネルギー価格の高止まり、世界的な金融引き締めによる海外景気の下振れリスクなど、景気の先行きは依然として不透明な状況が続きました。

建設業界におきましては、国土強靱化政策の推進によるインフラ整備等により、公共投資は引き続き堅調に推移したほか、企業収益の改善等により、民間設備投資も持ち直しの動きが見られました。一方で、建設資材価格の高止まりや供給制限などの影響により、収益環境は引き続き厳しい状況で推移しました。

こうした経営環境の中で当社は、全社を挙げて品質管理及び安全管理並びにコンプライアンス確保の徹底に努めるとともに、技術力、提案力等の総合力の更なる向上と安定的な収益基盤の構築を目指して積極的な営業活動を展開してまいりました。

これらの結果、売上高は前期比12.1%減の830億60百万円となりましたが、利益面では営業利益が前期比190.6%増の16億86百万円、経常利益が前期比126.8%増の19億27百万円、当期純利益は前期比97.9%増の10億21百万円となりました。受注高は前期比10.0%減の774億2百万円となりました。

売上高

830億60百万円 前期比 12.1%減

営業利益

16億86百万円 前期比 190.6%増

経常利益

19億27百万円 前期比 126.8%増

当期純利益

10億21百万円 前期比 97.9%増

受注高774億2百万円のうち、建築工事は前期比44.3%減の320億29百万円、土木工事は前期比59.2%増の453億73百万円であり、これらの発注者別内訳は民間55.0%、官公庁45.0%となりました。

主な受注工事は次のとおりであります。

三井不動産(株)	北綾瀬駅前商業施設計画新築工事	(東京都)
岡山県貨物運送(株)	岡山県貨物運送(株)新津山主管支店新築工事	(岡山県)
東京都	勝どきポンプ所ポンプ棟建設その2工事	(東京都)
大阪府	寝屋川流域下水道 枚岡河内中央増補幹線 (第1工区) 下水管渠築造工事	(大阪府)
国土交通省	R5霞ヶ浦導水石岡トンネル(第5工区)新設工事	(茨城県)

売上高830億60百万円のうち、建築工事は前期比19.2%減の467億53百万円、土木工事は前期比0.8%減の363億7百万円であり、これらの発注者別内訳は民間67.1%、官公庁32.9%となりました。

主な完成工事は次のとおりであります。

上尾ロジスティック特定目的会社	GLP上尾プロジェクト	(埼玉県)
三井住友信託銀行(株)	THE OUTLETS SHONAN HIRATSUKA 新築工事	(神奈川県)
(株)メディセオ	(株)メディセオ阪神ALC新築工事	(兵庫県)
国土交通省	令和3-4年度 牟岐BP大谷第1トンネル工事	(徳島県)
トヨタウッドユーホーム(株)・株式会社ケイワイティ	泉区本田町宅地造成工事	(宮城県)

次期への繰越高は、前期比5.3%減少して1,002億28百万円となりました。

【当期末における受注高・売上高・繰越高】

(単位：百万円)

区分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高	
建設事業	建築	45,417	32,029	46,753	30,693
	土木	60,469	45,373	36,307	69,534
	計	105,886	77,402	83,060	100,228

(2) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は3億50百万円となりました。そのうち主要なものは、ニューマチックケーソン工事で使用する機械装置の購入等であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第84期 (2020年度)	第85期 (2021年度)	第86期 (2022年度)	第87期 (当期) (2023年度)
受 注 高	74,942	91,509	85,979	77,402
売 上 高	73,360	71,276	94,477	83,060
営 業 利 益	3,747	2,337	580	1,686
経 常 利 益	3,953	2,545	849	1,927
当 期 純 利 益	2,589	1,784	516	1,021
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	169円03銭	117円44銭	35円09銭	71円49銭
総 資 産	92,530	90,912	103,137	99,374
純 資 産	67,152	66,934	65,623	67,260
1 株 当 た り 純 資 産 額	4,382円93銭	4,500円94銭	4,590円67銭	4,705円27銭

- (注) 1. 第85期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第85期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
2. 2023年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。第84期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。



(5) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、企業収益の回復に伴い雇用・所得環境が改善する中で、景気は緩やかな回復傾向が続くことが期待されます。一方で、中国経済の先行き不安、中東情勢などの景気下振れリスクのほか、過度な円安による物価上昇が及ぼす影響など、依然として先行き不透明な状況が続くことが予想されます。

建設業界におきましては、公共投資は防災・減災対策や防衛関連事業、社会インフラの維持・更新などにより、引き続き堅調に推移すると見込まれます。また、民間設備投資も堅調な企業収益を背景に持ち直しの動きが続くとされ、全体として高い水準を維持するものと期待されます。一方で、建設資材価格の高止まりや労務逼迫などによる建設コストの上昇や投資マインドの減退、競争環境の悪化等が懸念されます。

このような事業環境のもと、当社といたしましては、リスク管理を徹底し、これまで築いてきた信用と健全な財務力などを一層強化するとともに、人材育成に注力し、事業環境の変化にしっかりと対応できるよう、総合力の更なる向上を図ってまいります。

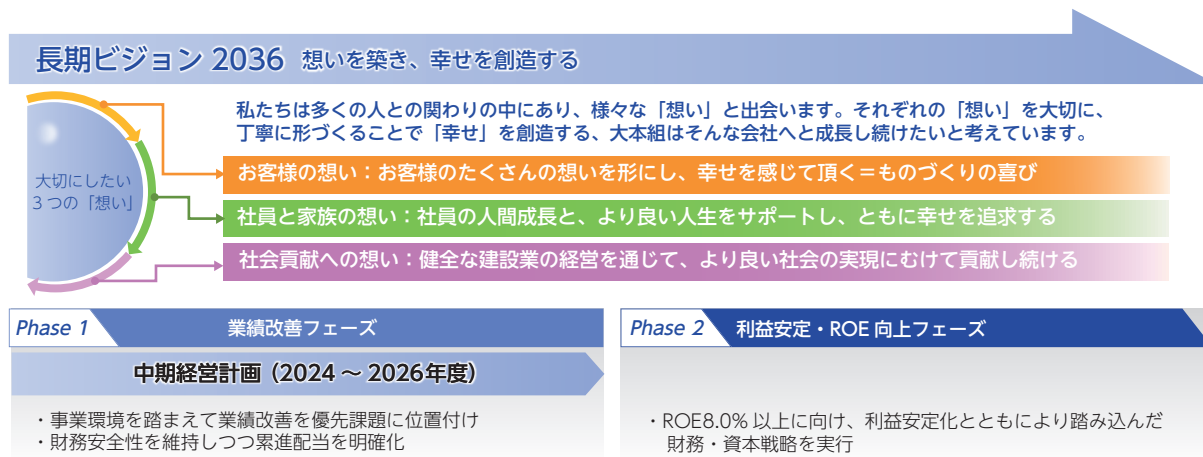
また、当社は会社設立第100期にあたる2036年度に向けた「長期ビジョン2036」及びその実現に向けたフェーズ1としての「中期経営計画（2024～2026年度）」を策定しました。本計画の達成に向け、収益基盤の強化を最優先としつつ、事業戦略、財務・資本戦略、非財務戦略それぞれの推進に全社を挙げて取り組み、企業価値の更なる向上を図ってまいります。

そして、社会から高い信頼を寄せただけの企業であり続けるべく、全社を挙げて企業価値の更なる向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【ご参考】

○「長期ビジョン2036」と「中期経営計画（2024～2026年度）」の位置付け



○「中期経営計画（2024～2026年度）」
（概要）

中期経営計画（2024～2026年度）長期ビジョン 2036 の実現に向けた Phase 1

基本方針

- 収益構造を強化し業績回復を確実なものとする
- 人的資本経営を推進する
- 資本効率を意識し充実した株主還元を実施する

事業戦略

- ・建築及び土木事業毎の利益水準の回復に向けた取り組み推進
- ・業績の安定化に向けた事業基盤強化
- ・働き方改革や全社的な DX 推進等による生産性、効率性の向上
- ・提案、設計、施工力強化

財務・資本戦略

- ・事業戦略に基づく収益性改善を中心とした資本効率向上
- ・財務・資本戦略に基づいた適切な B/S コントロール
- ・キャピタルアロケーション及び配当方針明確化
- ・投資分野の選択と集中
- ・株主、投資家との対話推進

非財務戦略

- ・人的資本への投資を推進し、社員エンゲージメントを向上
- ・DX に係る社内環境を整備、推進することで事業イノベーションを実現
- ・ESG に係る取り組みの深化
- ・サステナビリティ開示の充足
- ・パートナーシップによる協働を推進

（経営目標）

項目	目標指標	第87期（当期） （2023年度）	第90期 （2026年度）	第100期 （2036年度）
業績	受注高	774億円	850億円	1,000億円
	売上高	831億円	850億円	1,000億円
	売上総利益	80億円	95億円	
	営業利益	17億円	40億円	
	当期純利益	10億円	27億円	
資本収益性 資本構成	ROE	1.5%	4.0%以上	8.0%以上
	自己資本比率	67.7%	70%台目安	
株主還元	1株当たり配当金	65円	65円下限	
	配当性向	90.9%	70.0%目安	

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

特記すべき事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、建設業法により特定建設業者（(特-4) 第2646号）として国土交通大臣許可を受け、建築、土木及びこれらに関連する事業を行っており、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（(13) 第2381号）として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

(8) 主要な営業所の状況

東京本社 東京都港区南青山5丁目9番15号 青山OHMOTOビル
本 店 岡山市北区内山下1丁目1番13号
支 店 東北支店（仙台市） 東京支店（東京都港区）
横浜支店（横浜市） 名古屋支店（名古屋市）
大阪支店（大阪市） 岡山支店（岡山市）
広島支店（広島市） 四国支店（高松市）
九州支店（福岡市）

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
787名	23名減

- (注) 1. 上記のほかに臨時従業員（年間平均）82名が就業しております。
2. 従業員数には外部機関等への出向者5名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	借入額
シンジケートローン	4,000
株式会社中国銀行	1,500

(注) シンジケートローンは、株式会社中国銀行を幹事とする9社の協調融資によるものであります。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 61,500,000株

(2) 発行済株式の総数 15,397,140株

(3) 株主数 919名

(4) 大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社OHMO T Oホールディングス	4,159 千株	29.10 %
公益財団法人大本育英会	3,056	21.38
BLACK CLOVER LIMITED	1,578	11.04
有限会社大百興産	804	5.63
株式会社中国銀行	704	4.93
大本組従業員持株会	436	3.05
古田 安人	258	1.81
小倉 順子	112	0.79
株式会社広島銀行	110	0.78
古田 嘉男	91	0.64

(注) 持株比率は、2024年3月31日現在所有の自己株式を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 執行役員社長	三宅 啓一	
取締役 専務執行役員	大藤 強	管理本部長 (兼) コンプライアンス担当
取締役 専務執行役員	青木 一也	建築本部長
取締役 常務執行役員	富塚 照彦	管理本部副本部長 (兼) 総務部長
取締役 常務執行役員	五十嵐 裕	営業本部長
取締役 常務執行役員	福武 栄一	土木本部長
取締役	光岡 敬一	光岡税理士事務所 税理士 株式会社はるやまホールディングス 社外監査役
取締役	河野 裕行	河野公認会計士事務所 公認会計士・税理士 株式会社宮本組 社外監査役 特殊電極株式会社 取締役監査等委員
常勤監査役	吉岡 敬二	
監査役	田村 政志	
監査役	植村 義人	

- (注) 1. 取締役光岡敬一氏及び河野裕行氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役田村政志氏及び植村義人氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 取締役光岡敬一氏は、税理士であり、財務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役河野裕行氏は、公認会計士及び税理士であり、財務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 常勤監査役吉岡敬二氏は、当社経理関連部門での経理経験を有し、財務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役田村政志氏は、金融機関における長年の経験があり、財務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失が無かったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任額を限度として損害賠償責任を負うことを内容とする責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由を定めております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役及び執行役員（既に退任している役員及びこの保険期間中に新たに選任された役員を含む）であり、すべての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議しており、その概要は以下のとおりであります。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、会社の持続的・安定的な成長を目指すためには中長期的視点から経営に取り組むことが重要であるとの考えから、職責や実績を踏まえて決定する基本報酬を主体としつつ、業績及び企業価値の向上を図るためのインセンティブとなる業績連動報酬を採用し、その役割と責務に相応しい水準となるよう配慮した体系としております。

なお、社外取締役については、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみとしております。

監査役の報酬は、監査役会において監査役が協議し、各監査役の報酬額は全員の合意により決定しております。

2. 取締役の個人別報酬の決定方針に関する事項

取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受け、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、予め取締役会で策定された報酬体系等に基づき、各取締役の基本報酬額及び業績連動報酬額を算定します。基本報酬は、代表権の有無、役位、従業員給与の水準等により策定された報酬テーブルに基づき、代表取締役が各取締役の実績、就任年数その他各種の要素を総合的に勘案して決定します。業績連動報酬は、当該事業年度の業績と中長期的な将来の業績への貢献を評価するため営業利益及び受注高を指標とし、予め取締役会等で決定した業績指標の目標値に対する達成度に応じて定められた係数（0～1.5）を業績連動報酬基礎額に乗じることで年額を算定します。基本報酬及び業績連動報酬はいずれも金銭報酬とし、業績連動報酬算定基礎額は基本報酬額の25%としております。業績連動報酬は、毎年5月にその額を決定し、6月に賞与として一括で支給します。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の額の決定は、代表取締役社長執行役員社長三宅啓一に委任しております。委任した理由は、当社を取り巻く環境や経営状況等を俯瞰しつつ各取締役の職責の評価を行うには代表取締役社長が適任と判断したためであります。

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の額の決定が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会に代表取締役社長が作成した原案を諮問し答申を得るものとし、取締役会から委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重し決定することとしております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の金銭報酬の額は、2005年6月29日開催の第68回定時株主総会において年額2億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名であります。

監査役の金銭報酬の額は、1994年8月26日開催の第57回定時株主総会において年額70百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合しており、指名・報酬委員会の答申内容を尊重して代表取締役社長が決定しているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	171 (13)	126 (13)	45 (—)	—	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	26 (11)	26 (11)	—	—	4 (3)

- (注) 1. 報酬等の総額に含まれない使用人兼務取締役に対する使用人給与は12百万円であります。
 2. 退任した監査役を含んでおります。
 3. 業績連動報酬等の額の算定にあたって指標とした営業利益及び受注高の実績は、事業報告の「1 企業の現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果」に記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況等
光岡氏、河野氏の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
社外取締役	光岡敬一	当事業年度開催の取締役会8回の全てに出席し、税理士としての専門的見地から、主に財務・会計分野に関する意見を適宜述べております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、取締役等の指名・報酬に関する重要事項の審議に参加するなど、独立した客観的立場から、業務の執行に対する監督機能を行い、期待される役割を適切に果たしております。
社外取締役	河野裕行	当事業年度開催の取締役会8回の全てに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、財務・会計手続きに関する意見を適宜述べております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、取締役等の指名・報酬に関する重要事項の審議に参加するなど、独立した客観的立場から、経営全般に対する助言及びガバナンスに関する助言・提言を行い、期待される役割を適切に果たしております。
社外監査役	田村政志	当事業年度開催の取締役会8回の全て、監査役会8回の全てにそれぞれ出席し、主に金融機関に勤めた長年の経験・知見に基づき、取締役の業務執行の適正性を確保するために必要な意見を適宜述べております。
社外監査役	植村義人	社外監査役就任後開催の取締役会6回の全て、監査役会7回の全てにそれぞれ出席し、豊富な経験や高い見識に基づいた客観的かつ広範な視野から、主にコンプライアンス及び危機管理に関する意見を適宜述べております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額及び監査役会が当該報酬等に同意した理由

区 分	報酬額 (百万円)
① 当社が支払うべき報酬等の額	37
② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。当該金額について、当社監査役会は過年度における会計監査人の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の報酬見積り等の妥当性等を検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意に基づき解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、会計監査人の解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人が関係法令に基づく懲戒処分及び監督官庁からの処分を受けた場合、若しくは会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、監査能力等を総合的に検討し監査を遂行するのに不十分であると判断した場合は、経営執行部門と十分な意見交換を行った上で、会計監査人の解任または不再任に関する議案を監査役会の決議に基づき決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

6 業務の適正を確保するための体制の整備及び運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスに係る規程及びマニュアルの制定、委員会の設置により、取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を構築し徹底を図るとともに、不正行為等の早期発見と是正のため内部通報制度を整備・運用する。また、内部監査室は独立した立場から内部統制の整備、運用の状況を評価し、その結果を定期的に取締役会に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、その記録方法、保存期間及び管理方法を定める規程に従い、適切に保存及び管理する。取締役及び監査役は、常時、これらの重要書類等を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社及びグループ各社の経営に影響を及ぼす部門横断的なリスクを認識し、評価し、適切に対応するため、リスク管理に係る規程及びマニュアルの制定、委員会の設置、教育等を行う。また、本部組織単位の業務に付随するリスク管理は規程に基づいて当該部門を統括する執行役員に責任及び権限を付与する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制度を採用し、経営の意思決定機能の迅速化及び監督機能を強化するとともに、業務執行の権限に関する規程を定めることにより、業務及びその権限と責任の範囲を明確化し、適正で効率的な業務組織の編成を図る。また、内部監査室は独立した立場から執行役員及び使用人並びにグループ各社の取締役等の業務の執行及び業務プロセス等の適切性並びに効率性を監査し、監査の結果を定期的に取締役会に報告する。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制、子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制
- 当社は、管理本部を所管する執行役員に、グループ各社のコンプライアンス及びリスクマネジメントの責任及び権限を付与する。グループ各社の取締役及び使用人は、その業務の執行状況等に関し、当社監査役及びグループ各社を管理する執行役員に報告し、当該執行役員は、グループ各社の状況を定期的に取り締役に報告する。また、グループ各社においても、当社に準じたコンプライアンス、情報及びリスク管理を行う。
- ⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、監査役当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 当社は、監査役職務を補助する監査役会事務局を設置し、監査役会事務局員は、内部監査室及び管理本部等に所属する使用人のうちから任命する。監査役会事務局員は、監査役の直接指揮に従い職務遂行に必要な権限を付与される。また、監査役会事務局員の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動及び評価等の人事権に関する事項については、事前に監査役会の同意を得る。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、及び監査役への報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 取締役は、他の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行に関して、法令及び定款に違反する重大な事実またはその発生の可能性を発見した場合、取締役会及び監査役会に報告する。また当社は、執行役員規程及び内部通報規程を通じ、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項について執行役員及び使用人が監査役に報告する体制を整備するとともに、監査役に対して報告を行った者に不利益が生じないよう内部通報規程に則り適切な措置をとる。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 当社は、重要会議への出席、取締役、執行役員及び使用人からの業務執行状況の聴取、重要書類の閲覧等を通じ、監査役職務執行の実効性の確保を図る。また、監査役からの請求に従い、監査役職務の執行に必要な認められる費用について負担する。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を継続的に評価するとともに、必要な是正を図る体制を整備及び運用する。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、いかなる場合でも経済的利益を供与しないこと、不当な要求を受け入れないことを基本方針とし、これに基づき制定した企業行動指針の遵守、マニュアルの活用、委員会の運営及び警察、顧問弁護士等の外部の専門機関との連携により、体制の強化を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① コンプライアンス規程及びコンプライアンスマニュアルにより法令・定款の遵守についての指針を明示し、実効性向上に努めております。また、部門毎に適宜必要な教育を実施し、コンプライアンスの重要性について周知・徹底を図っております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」等の社内規定に定めるところにより適正に保存及び管理しております。
- ③ 経営の意思決定機能の迅速化のため執行役員制度を採用し、取締役会において毎回担当執行役員より業務執行状況の報告を受けることにより、職務執行の監督を行っております。
- ④ 経営に影響を及ぼす事象が発生した場合は、危機管理委員会の決定により危機対策本部を設置し、危機の解決、克服もしくは回避のために適切に対応する体制を整備しております。
- ⑤ 監査役は、監査役会で定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会のほか業務執行に関する重要な会議にも出席し、取締役、執行役員と常時意見交換をできる体制になっております。また、監査役、会計監査人及び内部監査室は定期的な会合を持ち、情報交換を行っております。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するため、内部監査室が実施計画に基づき内部統制評価を実施しております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額            | 科目              | 金額            |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| <b>資産の部</b>     |               | <b>負債の部</b>     |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>77,521</b> | <b>流動負債</b>     | <b>26,151</b> |
| 現金預金            | 18,568        | 工事未払金           | 5,241         |
| 受取手形            | 204           | 短期借入金           | 8,100         |
| 電子記録債権          | 1,431         | 未払金             | 167           |
| 完成工事未収入金        | 51,176        | 未払法人税等          | 421           |
| 有価証券            | 1,500         | 未払消費税等          | 9,119         |
| 未成工事支出金         | 906           | 未払費用            | 595           |
| 材料貯蔵品           | 111           | 未成工事受入金         | 1,517         |
| 前払費用            | 30            | 預り金             | 65            |
| その他             | 3,619         | 前受収益            | 6             |
| 貸倒引当金           | △26           | 完成工事補償引当金       | 48            |
| <b>固定資産</b>     | <b>21,852</b> | 賞与引当金           | 764           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>8,406</b>  | 工事損失引当金         | 103           |
| 建物              | 4,717         | <b>固定負債</b>     | <b>5,962</b>  |
| 構築物             | 172           | 退職給付引当金         | 4,728         |
| 機械及び装置          | 228           | 資産除去債務          | 248           |
| 車両運搬具           | 0             | 繰延税金負債          | 777           |
| 工具、器具及び備品       | 238           | その他             | 208           |
| 土地              | 3,036         | <b>負債合計</b>     | <b>32,114</b> |
| 建設仮勘定           | 12            | <b>純資産の部</b>    |               |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>107</b>    | <b>株主資本</b>     | <b>63,300</b> |
| ソフトウェア          | 56            | 資本金             | 5,296         |
| 電話加入権           | 49            | <b>資本剰余金</b>    | <b>4,314</b>  |
| その他             | 1             | 資本準備金           | 4,314         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>13,338</b> | <b>利益剰余金</b>    | <b>55,828</b> |
| 投資有価証券          | 8,824         | 利益準備金           | 735           |
| 関係会社株式          | 61            | その他利益剰余金        | 55,093        |
| 従業員に対する長期貸付金    | 1             | 別途積立金           | 53,500        |
| 長期保証金           | 4,150         | 繰越利益剰余金         | 1,593         |
| 前払年金費用          | 252           | <b>自己株式</b>     | <b>△2,139</b> |
| その他             | 48            | <b>評価・換算差額等</b> | <b>3,960</b>  |
| 貸倒引当金           | △0            | その他有価証券評価差額金    | 3,960         |
| <b>資産合計</b>     | <b>99,374</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>67,260</b> |
|                 |               | <b>負債・純資産合計</b> | <b>99,374</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目                | 金額  |              |
|-------------------|-----|--------------|
| <b>売上高</b>        |     |              |
| 完成工事高             |     | 83,060       |
| <b>売上原価</b>       |     |              |
| 完成工事原価            |     | 75,101       |
| <b>売上総利益</b>      |     |              |
| 完成工事総利益           |     | 7,959        |
| <b>販売費及び一般管理費</b> |     | 6,273        |
| <b>営業利益</b>       |     | <b>1,686</b> |
| <b>営業外収益</b>      |     |              |
| 受取利息              | 5   |              |
| 受取配当金             | 163 |              |
| 受取賃貸料             | 370 |              |
| その他               | 9   | 548          |
| <b>営業外費用</b>      |     |              |
| 支払利息              | 29  |              |
| 賃貸収入原価            | 219 |              |
| 支払保証料             | 24  |              |
| その他               | 34  | 307          |
| <b>経常利益</b>       |     | <b>1,927</b> |
| <b>特別利益</b>       |     |              |
| 投資有価証券売却益         | 105 | 105          |
| <b>税引前当期純利益</b>   |     | <b>2,033</b> |
| 法人税、住民税及び事業税      | 718 |              |
| 法人税等調整額           | 292 | 1,011        |
| <b>当期純利益</b>      |     | <b>1,021</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株主資本  |       |          |         |       |          |         |         |        |        |
|-------------------------|-------|-------|----------|---------|-------|----------|---------|---------|--------|--------|
|                         | 資本金   | 資本剰余金 |          |         | 利益剰余金 |          |         |         | 自己株式   | 株主資本合計 |
|                         |       | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 |         | 利益剰余金合計 |        |        |
|                         |       |       |          |         |       | 別途積立金    | 繰越利益剰余金 |         |        |        |
| 当期首残高                   | 5,296 | 4,314 | —        | 4,314   | 735   | 53,500   | 1,382   | 55,617  | △2,139 | 63,088 |
| 当期変動額                   |       |       |          |         |       |          |         |         |        |        |
| 剰余金の配当                  |       |       |          |         |       |          | △810    | △810    |        | △810   |
| 当期純利益                   |       |       |          |         |       |          | 1,021   | 1,021   |        | 1,021  |
| 自己株式の取得                 |       |       |          |         |       |          |         |         | △0     | △0     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |       |       |          |         |       |          |         |         |        |        |
| 当期変動額合計                 | —     | —     | —        | —       | —     | —        | 211     | 211     | △0     | 211    |
| 当期末残高                   | 5,296 | 4,314 | —        | 4,314   | 735   | 53,500   | 1,593   | 55,828  | △2,139 | 63,300 |

|                         | 評価・換算差額等     | 純資産合計  |
|-------------------------|--------------|--------|
|                         | その他有価証券評価差額金 |        |
| 当期首残高                   | 2,534        | 65,623 |
| 当期変動額                   |              |        |
| 剰余金の配当                  |              | △810   |
| 当期純利益                   |              | 1,021  |
| 自己株式の取得                 |              | △0     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 1,425        | 1,425  |
| 当期変動額合計                 | 1,425        | 1,637  |
| 当期末残高                   | 3,960        | 67,260 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……………個別法による原価法

不動産事業支出金……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

材料貯蔵品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。

##### ② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の実績率を基礎として計上しております。

##### ③ 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

- ④ 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- ⑤ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
  - イ. 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
  - ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。  
過去勤務費用は、その発生時に一時に費用処理しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の建設事業における履行義務は、主に請負契約に基づく建設工事の施工及び完成であり、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、工事契約に関して、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法によっております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

#### (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続)

当社が構成員となっている特定建設工事共同企業体については、出資割合等に基づいて当社の会計に組み込む処理によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### (貸借対照表)

前事業年度において、「流動負債」の「未払金」に含めていた「未払消費税等」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり収益を認識する方法による収益認識及び工事損失引当金

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

|                            | 当事業年度  |
|----------------------------|--------|
| 一定の期間にわたり収益を認識する方法による完成工事高 | 79,366 |
| 工事損失引当金                    | 103    |

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定の期間にわたり収益を認識する方法による完成工事高は、工事収益総額、工事原価総額、決算日における進捗度の各要素に基づき、工事収益総額に工事原価総額を基礎とする期末までの実際発生原価額に応じた進捗度を乗じて算定しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

工事損失引当金は、工事契約について、工事原価総額が工事収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、その超過すると見込まれる額のうち、当該工事契約に関して既に計上された損益の額を控除した残額を、工事損失が見込まれた期の損失として処理し、工事損失引当金を計上しております。

工事収益総額の見積りは、契約が未締結の部分について当事者間で実質的に合意され、合意の内容に基づいて対価の額を信頼性をもって見積ることができることとなった時点で行っております。

工事原価総額の見積りは、工事進行途上における工事契約の変更や、当初予想しえなかった事象の発生に対して、個別の要因を考慮した上で見直しを行っております。

工事収益総額、工事原価総額等の主要な仮定に変動が生じた場合、翌事業年度の完成工事高及び工事損失引当金に影響を及ぼす可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

|                                           |            |
|-------------------------------------------|------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                        | 8,024 百万円  |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）       |            |
| 短期金銭債権                                    | 16 百万円     |
| (3) 完成工事未収入金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額及び契約資産の金額 |            |
| 完成工事未収入金                                  | 15,776 百万円 |
| 契約資産                                      | 35,399 百万円 |
| (4) 未成工事受入金のうち、契約負債の金額                    |            |
| 契約負債                                      | 1,517 百万円  |

#### 5. 損益計算書に関する注記

##### (1) 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「10.収益認識に関する注記（1）収益の分解情報 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載のとおりであります。

##### (2) 関係会社との取引高

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 営業取引による取引高      |        |
| 仕入高             | 94 百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 53 百万円 |

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

|                            |              |
|----------------------------|--------------|
| (1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数 |              |
| 普通株式                       | 15,397,140 株 |
| (2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 |              |
| 普通株式                       | 1,102,422 株  |

## (3) 配当に関する事項

## ① 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2023年6月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 810             | 170.0           | 2023年3月31日 | 2023年6月28日 |

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
2024年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

|           |            |
|-----------|------------|
| ・配当金の総額   | 929百万円     |
| ・1株当たり配当額 | 65.0円      |
| ・基準日      | 2024年3月31日 |
| ・効力発生日    | 2024年6月27日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 繰延税金資産          | 百万円    |
| 退職給付引当金         | 1,440  |
| 減損損失計上額         | 248    |
| 賞与引当金           | 232    |
| 工事未払金           | 166    |
| 未払費用            | 94     |
| 完成工事未収入金        | 82     |
| その他             | 292    |
| 繰延税金資産小計        | 2,557  |
| 評価性引当額          | △1,518 |
| 繰延税金資産合計        | 1,039  |
| 繰延税金負債          |        |
| その他有価証券評価差額金    | 1,690  |
| 前払年金費用          | 76     |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 49     |
| 繰延税金負債合計        | 1,817  |
| 繰延税金資産の純額       | △777   |

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については取引金融機関9社と貸出コミットメント契約を締結しております。

完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、営業管理規程に沿ってリスク低減を図っております。投資有価証券は株式であります。なお、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

|            | 貸借対照表計上額 | 時価     | 差額  |
|------------|----------|--------|-----|
| ① 完成工事未収入金 | 51,176   | 51,135 | △40 |
| ② 投資有価証券   |          |        |     |
| その他有価証券    | 8,149    | 8,149  | —   |

(注) 1. 「現金預金」「受取手形」「電子記録債権」「有価証券」「工事未払金」「短期借入金」「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等（貸借対照表計上額675百万円）は、「② 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

|         | 時価    |      |      |       |
|---------|-------|------|------|-------|
|         | レベル1  | レベル2 | レベル3 | 合計    |
| 投資有価証券  |       |      |      |       |
| その他有価証券 | 8,149 | —    | —    | 8,149 |

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

|          | 時価   |        |      |        |
|----------|------|--------|------|--------|
|          | レベル1 | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 完成工事未収入金 | —    | 51,135 | —    | 51,135 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

完成工事未収入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間を加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用等の土地及び建物を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

| 貸借対照表計上額 | 時価    |
|----------|-------|
| 2,762    | 5,067 |

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当期末の時価は、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額によっております。

## 10. 収益認識に関する注記

### (1) 収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

|               | 建築     | 土木     | 計      |
|---------------|--------|--------|--------|
| 売上高           |        |        |        |
| 民間            | 44,831 | 10,864 | 55,696 |
| 官公庁           | 1,921  | 25,442 | 27,364 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 46,753 | 36,307 | 83,060 |

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

|               | 期首残高   | 期末残高   |
|---------------|--------|--------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 10,804 | 15,776 |
| 契約資産          | 52,548 | 35,399 |
| 契約負債          | 2,591  | 1,517  |

契約資産は、顧客との工事請負契約について期末日時点で顧客に支配が移転した財又はサービスについて未請求の工事請負契約に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該移転した財又はサービスに関する対価は、顧客との契約別の支払条件により請求し、受領しております。

契約負債は、主に顧客との工事請負契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,746百万円であります。また、当事業年度の契約資産及び契約負債の主な増減は工事の進捗、対価の回収等によるものであります。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当事業年度に認識した収益(主に、取引価格の変動)の額は、3,940百万円であります。



② 残存履行義務に配分した取引価格

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、2024年3月31日時点で100,228百万円であり、期末日後1年以内に約60%、残り約40%がその後5年以内に収益として認識されると見込んでおります。

11. 1株当たり情報に関する注記

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 4,705円27銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 71円49銭    |

(注) 2023年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を実施したため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

株式会社 大本組  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 神戸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡本健一郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 奥村孝司

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大本組の2023年4月1日から2024年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

株式会社大本組 監査役会

常勤監査役 吉 岡 敬 二 ㊟

監 査 役 田 村 政 志 ㊟

監 査 役 植 村 義 人 ㊟

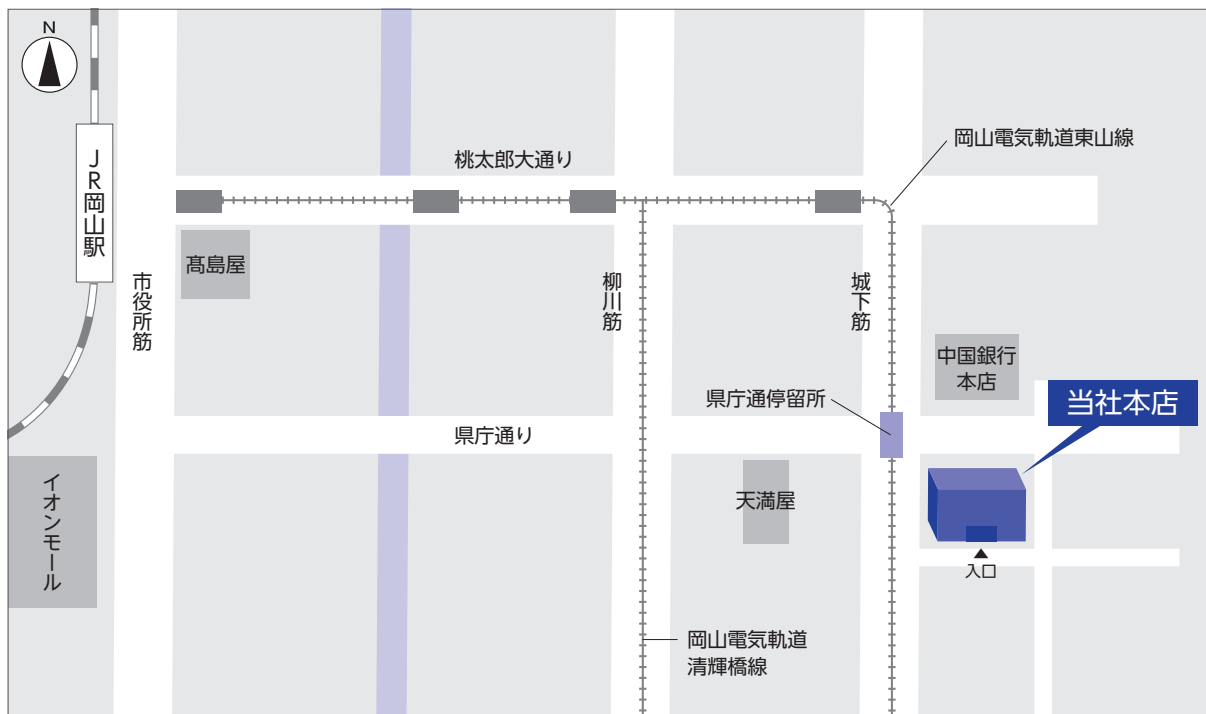
(注) 監査役田村政志、監査役植村義人は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場

岡山市北区内山下1丁目1番13号 当社本店 6階大会議室  
TEL. (086) 225-5131



交通

岡山電気軌道（路面電車）東山線  
県庁通停留所下車徒歩約2分

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています